

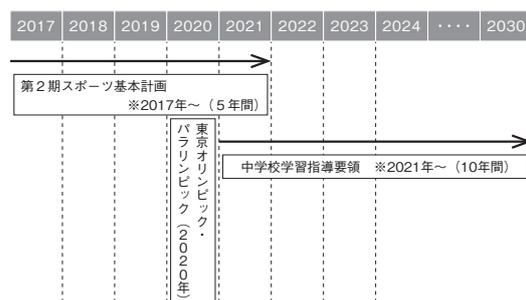
NEWS FILE ①

『学習指導要領』の告示と
『第2期スポーツ基本計画』の策定

文部科学省は、平成29年3月31日、小・中学校の学習指導要領を告示しました。新しい学習指導要領は、中学校では2021年から約10年間、子供たちの学びを支える重要な役割を担うことになります。

また3月24日には、今後5年間のスポーツ施策の指針となる「第2期スポーツ基本計画」も公表されました。スポーツ基本計画は、スポーツ基本法の理念を具体化し、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための重要な指針です。

学習指導要領と第2期スポーツ基本計画は今後の保健体育・スポーツを方向付ける重要なものになります。本号ではこれらについて詳しく解説します。



CONTENTS

- 学習指導要領の改訂とこれからの保健体育 友添秀則（早稲田大学） 2
 中学校体育・部活動のこれからと 結城和香子（読売新聞編集委員・スポーツ審議会委員） 6
 第2期スポーツ基本計画

学習指導要領の改訂と これからの保健体育

友添秀則
(早稲田大学)

1 はじめに

今年の3月31日に小学校及び中学校の新しい学習指導要領（以下、「新要領」という）が告示された。およそ10年ごとに改訂される学習指導要領は、言うまでもなく、国の教育課程の基準で、教育の目標や指導内容等を示したものである。新要領の告示を受けて、各学校では新要領をもとに、今後発表される各教科の解説等を十分に理解・検討し、地域の実態や子供達の状況を考慮しながら、学校ごとの教育課程（学校カリキュラム）や年間の指導計画、指導案が作成されることになる。

ここでは、まだ新要領の解説等が公表されていないため、中央教育審議会（以下、「中教審」という）の答申や報告等の公開された資料をもとに、新要領改訂の背景と改善点、さらに中学校の保健体育科の体育分野を中心に新要領の方向性について述べることにする。

2 新要領改訂の方向性と改善のポイント

1) 社会の変化と子供達のこれから

現代という時代は、誰もが日々の生活で感じるように、社会の変化は加速度的で、将来の予測を立てようにもそれさえ困難な時代になってきたといわれる。ニューヨーク市立大学のキャシー・デビッドソン (Cathy N. Davidson) はニューヨークタイムズ紙のインタビュー(2011年8月)に答えて、2011年度にアメリカの小学校に入学した子供達の65%は、大学卒業時に今は存在しない職業に就くだろうと予測を述べている。また、オックスフォード大学のマイケル・オズボーン (Michael A. Osborne) はコンピューターなどの技術革新によって、これから10~20年後には、半数近くの職業が自動化されるだろうと予測している。さらに2045年には、人工知能(AI)が人間の知能を超える転換点 (Singularity) に到達するとの指摘もある。まさに現代は、18世紀イギリスでの蒸気機関の発明による第一次産業革命

から、20世紀初頭のアメリカでの電力使用による大量生産の第二次産業革命、20世紀後半のコンピューターによる自動化の第3次産業革命を経て、あらゆるモノがインターネットを介して繋がるIoT (Internet of Things) による第4次産業革命が進行する社会であるともいわれている。

当然、このような社会の急速で激しい変化は、子供達の未来やこれからの生き方に大きな影響をもたらすと考えられる。だからこそ、社会の変化に如何に対応するのか、あるいは変化する社会を単に受容するという受け身の姿勢になるのではなく、変化を前向きに捉え、これからの社会や人生、日々の生活をどのように主体的に創造していくのか、さらに社会や人々の人生をよりよいものにしていくためには、何が必要かを自ら考え、解決していく力が求められる。このように考えれば、これからの教育はあらかじめ決められた方法や手続きを問題や課題に効率的にあてはめるだけでは解決には至らない。「**社会に開かれた教育課程**」として、社会とのむすびつきの中で、子供達が社会に関わり合いながら、変化する社会を柔軟に受け止め、自ら主体的に学び続け、試行錯誤を繰り返し、自分とは異なるさまざまな人々と協働しながら、生きていく上での新たな価値を創出していくことができる資質・能力を身につけることが何よりも大切であり、そのような教育が可能となる新しい教育課程が求められる。

2) 新要領で目指される資質・能力の3つの柱

新要領は上述の社会認識や時代観のもとに、東京オリンピック・パラリンピック大会が開催される2020年から、2030年頃の社会のあり方を視野にいれながら、さらにその先の未来を見据えて作成されている。さらにこれまで述べてきたように、これからの社会では一層、さまざまな情報を活用したり、自ら問題を発見したり、解決したりする能力が求められるが、そのような社会では「何を知っているか」だけではなく、知っていることを活用して「何ができるようになるか」が大切になってくる。ともすれ

ば、これまでの教育課程が「教師が何を教えるか」という教師の視点から構成されたものであり、教科の縦割りを越えた教科横断的指導の妨げになってきたが、これではそれぞれの子供の学びが何のための学びなのか不明で、どのような力を育むのかが不明確でもあった。

新要領ではこのような反省に立って、表1に示した次の6つの事項に沿って改善が行われた。

これら6つの改善のポイントのうち、特に①、②、③は重要である。というのも、これらには新要領改善の枠組みの基本となった「**社会に開かれた教育課程**」、「**カリキュラム・マネジメント**」、「**アクティブ・ラーニング**」の各視点が含まれているからである。

①は新要領が子供の視点を重視して、目指すべき資質・能力のあり方を示したものである。②は「**社会に開かれた教育課程**」の考えのもと、学校が子供達の学びを教科や学年の枠を超えた教科横断的な視点を重視しながら、家庭や地域と連携しつつ教育課程を主体的に不断に編成する上で必要となる「**カリキュラム・マネジメント**」の視点に関わる改善のポイントである。③は子供達が生涯にわたって主体的・能動的に学び続けることができるように、「**アクティブ・ラーニング**」の視点から深い学びを保障するための学びの質を重視する改善のポイントである。

そして、6つのポイントに沿いながら、学習する子供の視点を大切にする観点から、新要領で育成が目指される資質・能力が次の3つの柱で示されている(表2参照)。

これら3つの資質・能力は、便宜的に分けられたものであるが、3つの柱は子供の発達段階に応じて、図1に示すように相互に関連し合いながら「生きる力」を育んでいくものである。

新要領では、この3つの資質・能力の柱をもとに各教科の目標が立てられ、同時に各教科の内容が記述されている。なお、「**学びに向かう力・人間性等**」の内容に該当する記載については、歴史的に「**態度**」の内容を従来から学習指導要領において扱い、豊かな実践的蓄積を積んできたのは体育科、保健体育科(小学校体育科、中学校体育分野)のみであることにも留意しておきたい。また、次節で詳しく述べるように、これら3つの資質・能力については、公表された新要領から判断する限り、保健体育科の

表1 新要領の改善のポイント

①「何ができるようになるか」(育成を目指す資質・能力)
②「何を学ぶか」(教科等を学ぶ意義と、教科等間・学校段階間のつながりを踏まえた教育課程の編成)
③「どのように学ぶか」(各教科等の指導計画の作成と実施、学習・指導の改善・充実)
④「子供一人一人の発達をどのように支援するか」(子供の発達を踏まえた指導)
⑤「何が身に付いたか」(学習評価の充実)
⑥「実施するために何が必要か」(学習指導要領等の理念を実現するために必要な方策)

(文部科学省 答申 p.21.)

表2 新要領で目指される3つの資質・能力

①「何を理解しているか、何ができるか」(生きて働く「知識・技能」の習得)
②「理解していること・できることをどう使うか」(未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成)
③「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか」(学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の涵養)

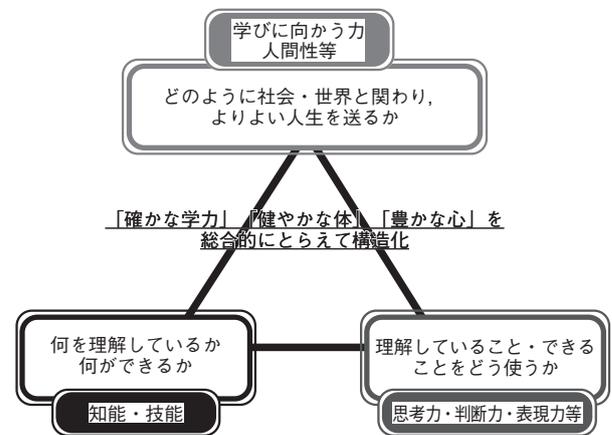


図1 育成を目指す資質・能力の3つの柱

目標、内容は「知識・技能」(「**体づくり運動**」は「**知識・運動**」)、「**思考力・判断力・表現力等**」、「**学びに向かう力・人間性等**」の3つの資質・能力の柱で構成されていると考えられる。

3 新要領とこれからの保健体育科

1) 現行要領の成果と課題

現行要領は子供の体力低下と体力の二極化問題を受けて、それ以前の要領に比べて授業時間が増えた。また、体力の向上を期して、**体づくり運動**が小学校1年から高校3年まで毎学年必修となり、中学校では各学年7単位時間以上必ず行うようになった。換言すれば、体力は体育で保障すべきものとの位置づけを要領上で明確にしたともいえる。

また、指導内容の明確化と技能の系統性を重視する立場が鮮明に打ち出され、発達段階と指導内容の関係の明瞭化が図られたことも現行要領の大きな特

徴である。そして、前述したように、新要領では現行要領から改善すべき点として挙げられたが、教師の立場から指導内容（何を教えるか）が明確化された。さらに、子供達に身につけさせたい具体的内容が(1)技能(2)態度(3)知識・思考、判断の枠組みで示され、系統性の観点から小学校から高校までの指導内容が4年ごとの区切り、つまり4（小1～小4）・4（小5～中2）・4（中3～高3）の基本原則で構成された。

果たして、現行の体育科・保健体育科の要領はどのような成果と課題をもつのであろうか。答申や体育等ワーキンググループの報告を総括すると、成果として、1）運動やスポーツが好きな児童生徒の割合が高まったこと、2）体力の低下傾向に歯止めがかかり、ほとんどの年代で緩やかな向上傾向がみられること、3）スポーツとの多様な関わりの必要性が定着していること、4）公正・責任・安全などの態度の内容が身についたこと等が挙げられる。他方、課題としては、1）習得した知識・技能を活用しての課題解決に問題があること、2）学習したことを相手にわかりやすく伝えることに課題があること、3）依然、運動する子供としない子供の二極化現象があること等が挙げられる。また、体力の低下傾向に歯止めがかかったとはいえ、4）体力水準が高かった昭和60年頃と比較すると依然として低い水準にあるとの指摘がある。このことは、運動やスポーツ実施が子供の日常生活へうまく転移していないのではないかと思わせる。

2) 新要領と保健体育科の内容

上述の現行要領の成果と課題は、現行要領が一定の成果を上げたと同時に、知識・技能を活用しての課題解決に問題があること、学習したことを相手や

仲間に伝えることに課題があること、依然、体力の二極化問題があることを明らかにした。これを受けて、新要領では現行要領の体力の重視、指導内容の明確化と技能の系統性の重視、指導内容の4年ごとの区切り（4・4・4制）、運動の領域構成等には大きな変化がなく、さらに生涯にわたるスポーツライフの実現という教科目標にも大きな変更はない。しかし、現行要領の課題や新しい教育課程の改善の方向性を踏まえ、新要領における保健体育科は答申や報告等を踏まえれば、大きな改善点として目標や内容の示し方が変わった点が挙げられる。具体的には、教科としての目標や内容の示し方が、「(1)技能(2)態度(3)知識・思考、判断」の枠組みから、「(1)知識・技能(2)思考力・判断力・表現力等(3)学びに向かう力・人間性等」の枠組みに変わるだろうということである。表3は、中学校の保健体育科（体育分野）で育成を目指す資質・能力を3つの柱で整理したものである。

新要領も踏まえれば、体育分野での「技能・知識」では、運動の楽しさや喜びを味わい、運動の特性や成り立ち、技術の名称や行い方、その運動に関連して高まる体力などを理解するとともに、技能を身につけること。「思考力・判断力・表現力等」では、運動についての自己の課題を発見し、解決に向けて思考し判断するとともに、考えたことを他者に伝えること。「学びに向かう力・人間性等」では、公正な取り組み、互いの協力、自己の役割を果たす、一人一人の違いを認める、健康・安全に気を配るなどの態度を養い積極的に学習に取り組むこと等が学習すべき内容となる。

これらの内容を具体的な学習場面を想定して言えば、当該の運動ができるようになるために知ってお

表3 中学校保健体育科（体育分野）において育成を目指す資質・能力の整理

中学校保健体育	個別の知識や技能	思考力・判断力・表現力等	学びに向かう力・人間性等
体育分野	運動の特性に応じた行い方や運動の一般原則などの知識 ・技術の名称や行い方の知識 ・運動の特性や成り立ちの知識 ・体力の要素や高め方の知識 ・運動観察の方法の知識 ・伝統的な考え方の知識など スポーツに関する科学的知識や文化的意義等の基礎的な知識 各種の運動が有する特性や魅力に応じた基本的な技能 ・知識を踏まえて、基本的な運動の技能として発揮したり、身体表現したりする	自己の課題に応じた運動の取組方を工夫できる思考力・判断力・表現力 ・自己の課題に応じた運動の行い方の改善すべきポイントを見付ける力 ・運動実践の場面で、自己の課題に応じて、適切な練習方法を選ぶ力 ・運動実践の場面で、健康や安全を確保するために、体調に応じて適切な活動を選ぶ力 ・状況に応じた自己や仲間の役割を見付ける力 ・作戦などの話し合いの場面で、合意を形成するための適切ななかかわり方を見付ける力 ・運動を継続して楽しむための、スポーツとの多様な関わり方を見付ける力 ・思考・判断したことを、根拠を示しながら相手に伝えたり表現したりする力 など	生涯にわたって運動に親しみ、明るく豊かな生活を営む態度 ・運動の楽しさや喜びを味わい、自主的に学習活動に取り組む態度 ・運動における競争や協同の場面を通して、多様性を認識し、公正に取り組む、互いに協力する、自己の責任を果たす、参画するなどの意欲を持つ ・相手を尊重し伝統的な行動の仕方を大切にしようとする ・運動実践の場面で、健康・安全を確保する ・スポーツとの多様な関わり方を場面に応じて選択し、実践することができる態度 など

答申 別添資料より体育分野のみ記載

かなければならない知識を理解し、課題を自ら発見して、課題解決に向けて思考、判断したことを他者に伝えるときにも、運動への取り組みでは、公正、協力、責任、共生（新要領で初めての視点）、健康・安全に気を配り積極的な学習が展開されるべきということである。

3) 「体育の見方・考え方」と「主体的・対話的で深い学び」

新要領では各教科の教科目標に「見方・考え方」が記載されている。この「見方・考え方」とは各教科の特質に応じた物事を捉える視点や考え方であり、中学校体育分野の「見方・考え方」では「運動やスポーツを、その価値や特性に着目して、楽しさや喜びとともに体力の向上に果たす役割の視点から捉え、自己の適正等に応じた『する・みる・支える・知る』の多様な関わり方と関連付けること」として示されている。体育分野では、実際の体育授業を通して、この体育の見方・考え方を核としながら、3つの育成すべき資質・能力を統合しつつ、生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現できる力を子供達に育て、このことによって子供達の体育の見方・考え方が一層深まるように指導していくことが大切である。

そして実際の体育授業での学びの過程では、アクティブ・ラーニングをもとにした「主体的な学び」、**「対話的な学び」**、「深い学び」を相互に関連させて、学びの充実が図られるようにすることが特に重要である。「主体的な学び」は子供自らが課題の解決に粘り強く取り組み、学習を振り返り課題を修正したり新たな課題を設定したりする学びの過程であり、「対話的な学び」は課題解決に向けて他者（仲間・教師・書物）との対話を通して、自己の思考を広げ深めていく学びの過程として捉えられる。また「深い学び」は課題を発見し、試行錯誤を重ねながら思考を深め、よりよく解決する学びの過程である。新要領では学習の内容と方法の両方が重視され、方法的視点として、「主体的・対話的で深い学び」が重視される。

4 | おわりに

以上、述べてきたように新要領では、体育科、保健体育科（体育分野）の内容や領域編成にはこれまでの要領と比べても大きな違いはない。ただし、こ

れまでの要領の「態度」では言及されなかった「一人一人の違いを認めようとする」ことに代表される、障害の有無、男女の違い、体力や技能の違い等を超えて、互いに認め合いながら体育授業を行うという「共生」の視点が「学びに向かう力・人間性等」に新たに加わったことは確認しておく必要がある。また、内容の取扱いでは、障害のある生徒についての指導内容や指導方法等の工夫への特別の配慮が記載された。体育授業でも本格的なインクルーシブ教育論に立ったインクルーシブ体育の実践が一層盛んに行われるだろう。

学習方法の点では、これまで見てきたように、学校教育目標を実現するために、教科横断的な視点の導入、PDCA サイクルによるカリキュラムの見直し、教育内容と教育活動の効果的な組み合わせ等を行う「カリキュラム・マネジメント」や学びの質を保障するための「主体的・対話的で深い学び」が導入された。カリキュラム・マネジメントの点からも、保健との一層の連携が望まれる。このような意味では、学習方法はこれまでの要領では言及されることがなかっただけに、大きな変化と捉えることができよう。

従来、学習評価については学習指導要領の改訂後に検討が行われてきたが、今回の改訂では**新しい評価観点**が示された。つまり、現行要領では、「運動への関心・意欲・態度」「運動についての思考・判断」「運動の技能」「運動についての知識・理解」の4つの観点が設定されているが、目標に準拠した評価を実質化させるために、新たに「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力・人間性等」の3観点で行うことになった。

2020年のオリンピック・パラリンピックを前に体育授業でもオリンピック・パラリンピック教育を実施することが新要領には述べられているが、オリンピック・パラリンピック後の日本の体育やスポーツのあり方に大きな影響を及ぼす新要領の行方をしっかり見定めていくことが大切であろう。

注) 中教審答申、小学校及び中学校の新学習指導要領（平成29年3月告示）は以下の URL で確認できる。

○中教審答申 http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/_jcsFiles/afiedfile/2017/01/10/1380902_0.pdf
○小学校学習指導要領 http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/_jcsFiles/afiedfile/2017/04/27/1384661_4_1.pdf
○中学校学習指導要領 http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/_jcsFiles/afiedfile/2017/04/26/1384661_5_1.pdf

中学校体育・部活動のこれからと 第2期スポーツ基本計画

結城和香子

(読売新聞編集委員・スポーツ審議会委員)

スポーツ庁が3月に策定した「第2期スポーツ基本計画」は、2020年東京五輪・パラリンピック開催を含むこれから5年間という時期に、日本として、行政として、それから私たち一人ひとりが、スポーツとどう関わり未来を指向するのかを考えた、いわば行動計画のようなものだ。それは、スポーツとの関わりにおいて、人生で基本となる時期を担い、日本の全スポーツ施設の6割以上を保有する「学校」での、体育や部活動にも深い関わりを持つ。

学校体育や部活動のこれからを考えるためにも、基本計画の背景にある考え方や意図を、知っておくことは有益だろう。計画策定までの論議は、基本的にこんな3つの考え方を前提にしていたと思う。

①スポーツには、人の心や体、社会や地域に与えるさまざまなプラスの影響がある。スポーツとは、自分にできる範囲で体を動かし、継続して携わることを通じて、楽しさや生きがいを感じることで、それは年齢、性別、障害の有無などに関わらない、すべての人々の権利でもある。

②ところが、今の日本社会でのスポーツ実施率は40%程度と、欧米先進国(60~80%弱)と比べても低い。数字は日本人や日本社会が、スポーツがもたらす良さを十分に生かせていないことを示唆する。それは高齢化が進むこれからの日本で、生き方の豊かさが課題になる中、もったいない状況でもある。

③2020年には東京五輪・パラリンピックが開かれる。1964年大会の後には、市民スポーツの隆盛が見られ、今回も人々のスポーツへの関心が高まる可能性が高い。流れを踏まえ、スポーツを通じ日本社会をより良くするため、何ができるか・・・。



学校体育や部活動のあり方も、この3つのポイントに深く関わってくる。

スポーツや運動遊びの楽しさと良さを伝え、生涯体を動かすことに親しむ素地を作るには、人生とスポーツが会うこの時期がとても有効だ。スポーツは、子どもたちにさまざまな体験を与える人間教育

の場ともなる。例えば体を動かすことの楽しさや、新しいことを習得し、やり遂げる達成感。努力を続けることの充実感や向上心。仲間との協調や、挫折を乗り越え挑戦する勇氣。社会でも役立つ体験がスポーツには詰まっているし、この時期にかけがえのなさや面白さに触れられるかどうかで、恐らくその人の生涯での、スポーツとの関わり方が違ってくる。

ところが現実には、中学校ぐらいから、特に女子生徒に「スポーツ嫌い」が目立つようになり、スポーツ実施状況が二極化する。スポーツ基本計画でも、「現状と課題」の部分でこんな指摘を挙げている。

・スポーツが好きな子供の割合は、小学5年生と比較し中学2年生が低く、特に中学生の女子は2割以上が「嫌い」、「やや嫌い」であり、運動習慣の二極化が見られる。

図1を見ていただければ一目瞭然だ。苦手意識からゲーム等による寝不足まで、理由はあるのだろうが、「ゼロ」近くで突出したこの生徒たちは、恐らく社会に出ても、子供の親になっても、スポーツとは無縁のままできてしまう可能性がある。ここをどう克服できるかが、その後大人になってからの、関心度や実施率を上げるカギにもなる。

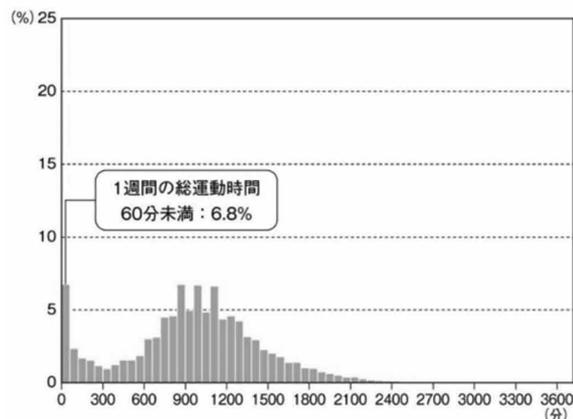
ではどうしたらいいのか。ここで検討されたのは、指導はどうあればいいか、だ。

世界的に見れば、義務教育で「体育」を教科としている国は実は多くなく、日本の学校体育は高い評価を受けている。また部活動は、日本のスポーツのピラミッドを支える重要な役割を担ってきたし、休日返上で指導するベテランの教諭たちの存在は、その要ともなってきた。

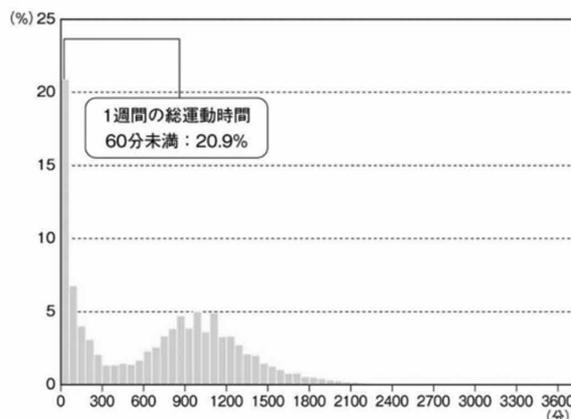
ただ反面、さまざまな課題も浮上してきている。

例えば、現場の先生方が多忙過ぎることもあり、スポーツの指導経験や理解、工夫が限られること。立ち遅れた生徒などに、スポーツ「嫌い」が生まれてしまうこと。障害を持つ生徒は見学に戻りがちななど、人手不足できめ細かな指導ができにくい状況であること。部活動指導では、土日も含めた時間的・

●男子



●女子



(出典:「平成28年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査」(スポーツ庁))

図1 運動する子供としない子供の状況 (中学生)

経済的負担が大きいこと。顧問の担い手が減少していること。進学などと絡む「勝利」への期待の強さと、その一つの帰結として、体罰等問題となった指導のあり方も指摘されること。

勝利を目指すこと自体は、スポーツの根幹でもあり、向上心や努力を生む素地だ。ただ、勝敗という結果だけでよしあしを切り捨て過ぎると、結局スポーツでは負ける場合の方が断然多いわけだから、スポーツをする子どもたちが、楽しさや達成感、続ける意味そのものを自己否定してしまいかねない。当方も大学の講義の時、中学・高校時代に「競技のレベルが上がり、負けることが多くなって、自分もスポーツも嫌いになった」という学生たちの回顧を聞いた。過程の大切さや、敗北から立ち上がることの意味をどう教え、体得させるか。他方には、障害を持つ生徒や運動が苦手な生徒に、どう多様なスポーツ体験を用意するかという課題もある。学校でのスポーツの意味を考えた時、教える側にも、一層の工夫が求められているのだ。

2020年大会の開催は、社会に生まれる関心の高さと、選手たちによる触発を、学校教育の場で生かす好機でもある。地元開催の夏季五輪は、人生で一度の体験かも知れない。五輪、パラリンピック運動が掲げる価値観と、選手たちから伝わって来る「諦めない力」「夢に向かう努力」などを教材に、子どもたち一人ひとりに気づきを与え、実践させる。体を動かすことも含め、より活動的になれば、それは小さな自信の芽となり、「好き」になることにつながる。



国は日本人とスポーツの関わり、そして学校体育・部活動を、どのように改善したいと考えているのか。基本計画の文面を実際に見てみよう。第2章に基本方針、そして第3章に「今後5年間に取り組む施策」が挙げられている。

基本方針は、楽しさや喜びを価値の中核に持つスポーツを通じ、どう私たちや社会を変えるかという理念の部分だ。スポーツに携わることで「人生を変え」「社会を変え」「世界とつながり」「未来を創る」。子どもたちにも伝えたい基本的な考え方、ここまでもお伝えしたようなスポーツの価値とは何かが、分かり易くまとめられている。

学校体育・部活動に関する各論が主に出て来るのは、第3章の冒頭。「スポーツを『する』『みる』『ささえる』スポーツ参画人口の拡大と、そのための人材育成・場の充実」という主題の中だ。スポーツの価値と、心身や人間性を育てるその影響力は、自分で体を動かした時に、最も効果的に体得できる。だからここでは、スポーツを「する」こと、つまり実施率の向上を最大の柱にしている。

「ライフステージに応じたスポーツ活動の推進とその環境整備を行う。結果として、成人のスポーツ実施率を週1回以上が65%程度(障害者は40%程度)、週3回以上が30%程度(障害者は20%程度)となることを目指す」

ちなみに今の成人の週1回以上のスポーツ実施率は42.5%、障害者は19.2%(それぞれ平成28年度と27年度現在)。目標に掲げたのは、随分と野心的な数字だ。人の心の変化を促す施策で困るのは、物差しがなく、効果が測りにくいということ。このため

実施率という具体的な数値を基準に、達成度を明示しようとしている。

学校体育についての施策目標は以下の通りだ。

「学校における体育活動を通じ、生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する資質・能力を育てるとともに、放課後や地域における子供のスポーツ機会を充実する。その結果として、自主的にスポーツをする時間を持ちたいと思う中学生を80%（平成28年度現在58.7%→80%）にすること、スポーツが「嫌い」・「やや嫌い」である中学生を半減（平成28年度現在16.4%→8%）にすること、子供の体力水準を昭和60年頃の水準まで引き上げることを目指す」

体力への言及はあるものの、基本計画が掲げた目標は、「どうやったら子どもたちにスポーツを好きになってもらうか」「どうやったら進んでスポーツをする習慣を身につけてもらうか」が主軸なのだ。



具体的施策も、この目標に沿ったものが目につく。抜粋してみよう。

「国は（中略）学習指導要領の改定において、体力や技能の程度、障害の有無及び性別・年齢にかかわらず、スポーツの多様な楽しみ方を社会で実践できるよう、指導内容の改善を図る…」

「…運動が苦手な意欲的でない児童生徒や障害のある児童生徒が運動に参画できるよう研修を充実するなど、教員採用や研修の改善を通じ、学校体育に係る指導力の向上を図る」

部活動についても同様の狙いをにじませた。例えば、国は運動部活動に関する実態調査や研究を行い、「生徒の発達段階等を考慮した練習時間・休養日の設定や、複数種目の実施など女子生徒や障害のある生徒等のニーズにも応じた多様な運動部活動の展開を含む、運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインを策定する」などだ。

質の高い、きめ細やかな指導を行うためには、当然人手が必要だ。基本計画は以下のようなデータを挙げ、部活動指導員の配置促進をうたう。

・運動部活動の顧問のうち、保健体育以外の教員で、かつ担当競技の経験がない者が中学校で45.9%、高等学校で40.9%である。（平成25年度現在）

厳しい現実を伺わせる数字だ。ただ、ちょっと気になることもある。基本計画を検討したスポーツ庁スポーツ審議会で、各組織のヒアリングをした際、日本中学校体育連盟はこう訴えていた。「部活動の指導の主軸はやはり教師が担当すべき。外部指導員も大切ではあるが、むしろ教師の総合的な負担軽減などを通じて、（人手不足に）対処してほしい」

部活動は、生徒の人間教育や、生徒と教師の信頼を培う場ともなる。不登校になった生徒が部活動だけは出ていた、などという事例を聞くにつけ、教師を軸に、質の高い指導が継続して行われることの大切さも思う。

基本計画は運動部活動について、「学校教育の一環として、生徒がスポーツに親しみ、生徒の責任感や連帯感を養う上で、重要な活動として教育的意義が高いことを踏まえ、運動部活動における指導力の向上や指導体制の充実を図る」と、日本のスポーツを支えるその重要性和、指導の質を重視していく姿勢を明記している。ただ人材の対処法としては、「スポーツ指導に係る専門性を有し、教員と連携して運動部活動をささえ、大会引率も可能な部活動指導員について（中略）配置を促進する」と、即効性の高い施策を優先する構えだ。

スポーツの価値への理解をどう深め、現実の課題にどう向き合うのか。スポーツ基本法が定める「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利」との指摘を前に、教育現場の未来はどうあるべきか。私たちとともに、考えたい。

中学保健体育科ニュース 2017年 No.2(通算24号)
2017年 6月15日発行

●編集 大修館書店編集部
●発行所 株式会社 大修館書店
〒113-8541 東京都文京区湯島2-1-1
TEL 03-3868-2298 (編集部) / FAX 03-3868-2645
[出版情報] <http://www.taishukan.co.jp>
●印刷・製本 広研印刷株式会社